

## 地域持続可能性向上実態把握調査等業務委託仕様書

### 1. 業務の目的・概要

本業務は、令和7年度から令和9年度の3年を事業期間とする「森林×バイオマス×教育 地域の持続可能性向上プロジェクト」の初年度として位置付け、「新たな森林管理体制の構築」、「バイオマスタウン×ゼロカーボンシティの実現」、「地域人材教育の更なる推進」に取り組むことで、持続可能な社会圏、経済圏、自然環境（生物圏）を下支えする森林資源を有効に活用し、本町の様々な取り組みの有機的な連携・PRを担う地域商社の設立とそれに伴う本町の持続可能性向上を最終的な目標とし、林業6次産業化推進及びバイオマス活用・教育分野との連携のための包括的な実現可能性調査を実施し、プロジェクトの実行に必要な実態把握を目的とする。

### 2. 委託業務名

地域持続可能性向上実態把握調査業務委託

### 3. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 4. 前払金

支払わない。

### 5. 契約保証金

免除とする。

### 6. 業務委託の内容

#### (1) 事業内容

- ① 林業の6次産化に向け、湧別町を中心としたオホーツク地域の主要な第一次産業、第二次産業、第三次産業に関連する事業の実態把握調査及び地域インフラの活用に向けた実態把握調査業務
  - ア 第一次産業（農林水産業・木材業）関連事業者の実態把握
  - イ 第二次産業（木材加工業等）関連事業者の実態把握
  - ウ 第三次産業（観光・サービス業等）関連事業者の実態把握
  - エ 交通・流通網及びエネルギー供給等の地域インフラの実態把握
  - オ 第一次産業（林業・木材業）及び第二次産業の流通構築に係る実態把握
  - カ 第一次産業、第二次産業、第三次産業及び地域インフラの連携に係る実態把握
- ② 新しい森林管理体制の構築に向けた基礎調査
  - ア 既存の森林管理・林業経営の実態把握、課題の整理・分析
  - イ 新しい森林管理体制の基本方針の検討
- ③ バイオマスタウン×ゼロカーボンシティの実現に向けた実態把握調査
  - ア 湧別町バイオマス産業都市構想の推進状況の実態把握
  - イ グリーン・ブルーカーボン創出に関するステークホルダー、実態把握

#### ④ 地域人材教育の推進に向けた基礎調査

ア 町内外の教育関係者の取り組みの実態把握

イ 町内外教育関係者・支援組織等との連携協議・調整

#### (2) 実施方法

「前記①」については、関係事業者、産業団体及び経済団体へのヒアリングにより調査を実施する。

「前記②」から「前記④」については、関係事業者、産業団体及び経済団体へのヒアリング並びに他の地方公共団体の事例調査や関係法令、政策等の調査を実施する。なお、「前記④」については、プロジェクト2年目以降の連携に向けて関係者等との協議及び調整を実施する。

上記ヒアリング及び調査結果等を受託者内で組織する推進チームにおいて、情報・課題を整理分析のうえ方向性を協議し、2年目以降のプロジェクト構想について検討を行い、報告書にまとめたうえ、提案を行う。

なお、業務の進捗状況や協議・検討内容について、逐次本町へ共有・報告を行う。

#### 7. 本町からの情報提供

本町が、業務委託期間中に、受託者へ提供する資料は次のとおりとする。

- ・関係者等の名称、所在地及び連絡先等調査対象者の情報
- ・調査に必要となる行政資料等

#### 8. 提出書類及び成果品

##### (1) 提出書類及び成果品の種類

提出書類及び成果品（以下「提出書類等」という。）を次のとおり提出すること。

また、提出にあたっては、監督する職員の確認を受け、了承を得たうえで提出すること。

なお、提出された提出書類等については、すべて本町の帰属とする。

ア 業務受託後1週間以内に提出するもの

- ・業務体制表 業務推進体制、連絡先、担当者名等を記載したもの。
- ・業務工程表 業務の進捗状況を容易に確認することができるもの。
- ・業務処理責任者通知書

イ 業務完了時に提出するもの

- ・業務完了届 業務が完了した旨及び完了日を記載したもの
- ・委託業務実績報告書
- ・成果品資料 ヒアリングシート等、調査結果や関係者との具体的なやり取りが明記された資料
- ・その他本町が必要とするもの（別途協議）

##### (2) 提出時の媒体と提出部数

電子データ・1部

##### (3) 提出方法

前記(2)の電子データは、業務担当者へEメール等にて提出する。

## 9. 委託料の支払い

本業務の委託料は、完了払いとし、「8. (1)のイ」の提出書類が本町に提出された後、業務完了検査において合格後に受託者からの請求に基づいて支払うものとする。

## 10. その他

本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書に明示がない事項については、都度、本町と受託者との協議のうえ決定する。

## 11. 留意事項

### (1) 業務情報の取扱い

本業務においては、取り扱った個人情報及び本業務に関わる情報は、受託者内においても必要最小限の者のみが閲覧できるようにするなど、個人情報の保護に十分留意すること。

### (2) 身分証等の携帯について

関係者への調査等を行う際には、社員証等身分を証明する書類を携帯し、身分証明を求められたときには提示すること。

### (3) 協議書の作成について

上記 10 によって仕様書等の内容に変更等が生じた場合は、受託者側で速やかに協議書を作成・提出し、本町の下承を得ること。

### (4) 成果品の不備の訂正について

受託者は、業務完了後、成果品に不備があった場合、本町の指示により受託者の負担において直ちに再調査等を行い、その不備を訂正するものとする。